上関町以外の事業所を上関町が指定する場合（上関町の被保険者が利用する場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者  （上関町の被保険者） | 事業所  （上関町以外の事業者） | 上関町 | 他市町 |
| ①入所の相談  ②事前相談  ④町外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書提出  ⑩サービス利用開始 | ③事前相談  ⑤事業所指定申請書 | ⑥同意依頼  ⑧利用許可通知  ⑨指定通知  ⑪事業所台帳登録 | ⑦同意 |

地域密着型施設は原則その市町村の被保険者のみが利用できますが、特例として他市町村の被保険者が利用することができる場合があります。同意基準については、その市町村の判断になりますので、事業所のある市町村にお問い合わせ下さい。